

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	京都府立視力障害者福祉センター
設置者名	京都府

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
専門課程	あん摩マッサージ指圧科	夜・通信	64 単位	9 単位	
	あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう科	夜・通信	105 単位	9 単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考) 別添詳細					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

事務局への申し出により対応（障害状況に応じて提供）

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	京都府立視力障害者福祉センター
設置者名	京都府

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	理事会
役割	視力障害者福祉センターの運営内容についての協議

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
https://ksj.or.jp/info/		
役員名簿参照		
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	京都府立視力障害者福祉センター
設置者名	京都府

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)	
<p>授業計画の作成については、前年度中旬頃に主任以上の役職者による運営調整会議において、原案が作成され、その後、全教職員出席による職員会議において検討を重ね、前年度末の計画会議において最終決定される。</p> <p>また、シラバスについては、授業計画に基づき各科目担当者により策定され、年度初めのオリエンテーションにおいて、担当教員から利用者に対しシラバスに基づいた授業の流れ、到達目標、使用教材及び評価方法等について、具体的に説明を行っている。</p>	
授業計画書の公表方法	事務局への申し出により対応（障害状況に応じて提供）
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

- ・ 授業科目の評価については、理療教育規程（学則）第 24 条に定めている。

(授業科目の評価)

第 24 条 授業科目は、100 点法で採点する。

2 各授業科目において、学年成績を定期試験の平均点により次の各号のとおり評価し、C 以上を合格とする。

- (1) A 90 点以上
- (2) B 80 点以上 90 点未満
- (3) C 60 点以上 80 点未満
- (4) D 60 点未満

3 前項の合格の基準に達しなかった者は、1 回を限度とし、再試験を受けることができる。

4 再試験は、60 点以上を C とし、合格とする。

- ・ 成績評価の細則については、教務内規に定めている。

(抜粋) 第 2 章 試験及び評価

第 2 章 試験及び評価

1. 実技・実習の点数の扱い

1-1. 点数の配分

(1) 基礎実技

出席点、平常点及び実技試験の点数の合計とする。

平常点は 20 点満点とし、授業態度、実技の到達度、日々の取り組み状況、無断欠席や見学の回数などを考慮する。

(2) 臨床実習

原則として出席点及び実技試験の点数の合計とする。

1-2. 出席点の算出方法

以下の式により算出する。

(1) 基礎実技（あん摩実技、マッサージ実技、指圧実技、はり実技及びきゅう実技）

出席点 = (出席時間数 / 授業時間数) × 10

ただし、欠席時間数が以下の基準時間数以下の場合、出席点に反映しない。

基準時間数 = 授業時間数 × 0.1 (小数点以下切り上げ)

(2) 臨床実習

あん摩臨床：出席点 = (出席時間数 / 授業時間数) × 50

はり臨床：出席点 = (出席時間数 / 授業時間数) × 40

1-3. その他

(1) 評価の基準となる授業時間数には試験時間を含む。

(2) 臨床実習において、実習生の技術・態度その他を勘案し、担当教員等職員が外来患者の代わりになって施術を受けた場合の出席時間はその時間に 2 分の 1 を乗じて得た時間数とする。

(3) 実技・実習の追試験における出席点及び平常点には、理療教育規程第 22 条の規定を適用しない。

(4) 卒業実技試験には出席点を加味しない。	
3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。	
(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 成績評価の実施については、理療教育規程（学則）第24条に基づき適切に実施している。 	
(授業科目の評価)	
第24条 授業科目は、100点法で採点する。	
2 各授業科目において、学年成績を定期試験の平均点により次の各号のとおり評価し、C以上を合格とする。	
<ul style="list-style-type: none"> (1) A 90点以上 (2) B 80点以上90点未満 (3) C 60点以上80点未満 (4) D 60点未満 	
3 前項の合格の基準に達しなかった者は、1回を限度とし、再試験を受けることができる。	
4 再試験は、60点以上をCとし、合格とする。	
(成績の分布状況)	
https://ksj.or.jp/ksj/wp-content/uploads/2023/08/9ca9dea45835dfa36101528b5a0cec08.pdf	
客観的な指標の算出方法の公表方法	事務局への申し出により対応 (障害状況に応じて提供)
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。	
(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 卒業の認定については、理療教育規程（学則）第33条に定めている。 	
第33条 第3学年において、第20条別表に掲げる卒業に必要な単位を全て修得した場合、卒業を認定する。	
2 所長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。	
3 聴講利用者が年度末において出席すべき総時間数の3分の2以上出席した場合、修了を認定する。	
4 所長は、聴講を修了した者に対し、修了証書を授与する。	
卒業の認定に関する方針の公表方法	事務局への申し出により対応 (障害状況に応じて提供)

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	京都府立視力障害者福祉センター
設置者名	京都府

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

2-1. 教育活動に係る情報

① 学科等の情報

分野	課程名	学科名	専門士	高度専門士			
医療関係	専門課程	あん摩マッサージ指圧科	○				
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3 年	昼	2,400 時間 単位時間	1,155 時間	180 時間	120 時間	0 時間	180 時間
生徒総定員数	生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
30人	2人	0人	12人	2人	14人		

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 様式第2号の3【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の1.を参照
成績評価の基準・方法
（概要） 様式第2号の3【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の2.を参照
卒業・進級の認定基準
（概要） 様式第2号の3【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の3.を参照
学修支援等
（概要） ・ 年4回の定期試験後に個別面談を実施、また、必要に応じ適宜面談実施

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
4人 (100%)	0人 (0%)	2人 (50%)	2人 (50%)
(主な就職、業界等) 治療院、訪問マッサージ			
(就職指導内容) 企業や治療院等への職場見学会の開催、ハローワークとの連携による求職登録の実施、就労支援員による卒業予定者等への就職先斡旋、施術者マナー講習会・面接マナー講習会の実施			
(主な学修成果（資格・検定等）) あん摩マッサージ指圧師国家試験受験資格			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
5人	0人	0%
(中途退学の主な理由)		
(中退防止・中退者支援のための取組) クラス担任・副担任による個別面談。福祉事務所等との連携による利用継続支援。		

2-2. 教育活動に係る情報

① 学科等の情報

分野	課程名	学科名	専門士	高度専門士			
医療関係	専門課程	あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう科	○				
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3 年	昼	2,835 時間 単位時間	1,710 時間	165 時間	300 時間	0 時間	660 時間
生徒総定員数	生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
30人	15人	1人	12人	2人	14人		

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 様式第2号の3【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の1.を参照
成績評価の基準・方法
（概要） 様式第2号の3【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の2.を参照
卒業・進級の認定基準
（概要） 様式第2号の3【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の3.を参照
学修支援等
（概要） ・ 年4回の定期試験後に個別面談を実施、また、必要に応じ適宜面談実施

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
4人 (100%)	1人 (25%)	3人 (75%)	0人 (0%)
（主な就職、業界等） 治療院開業、訪問マッサージ			
（就職指導内容）企業や治療院等への職場見学会の開催、ハローワークとの連携による求職登録の実施、就労支援員による卒業予定者等への就職先斡旋、施術者マナー講習会・面接マナー講習会の実施			
（主な学修成果（資格・検定等）） あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師国家試験受験資格			
（備考）（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
13人	1人	7.7%
（中途退学の主な理由） 家庭事情		
（中退防止・中退者支援のための取組） クラス担任・副担任による個別面談。福祉事務所等との連携による利用継続支援。		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
あん摩マッサージ指圧科	0 円	0 円	(右記のとおり) 円	障害者総合支援法に基づく利用者応能負担 実技・実習にかかる白衣代
あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう科	0 円	0 円	(右記のとおり) 円	障害者総合支援法に基づく利用者応能負担 実技・実習にかかる白衣代、はり等消耗品代
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://ksj.or.jp/fa04siry/		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://ksj.or.jp/fa04siry/
--